

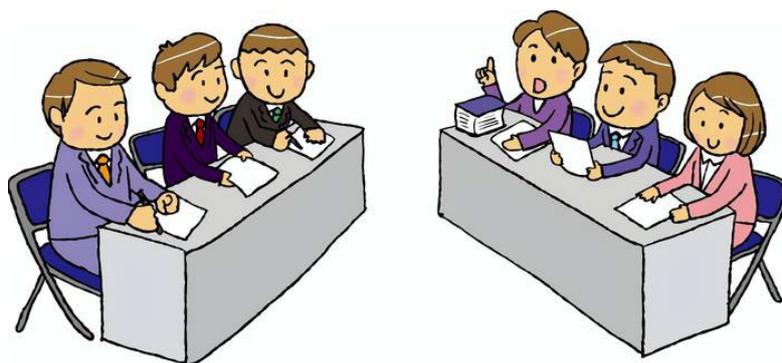
# 36 協定がない事業所での 残業は違法になります。

従業員に少しでも残業が発生する見込みや法定休日に出勤させる可能性がある場合は、事業所単位で「**時間外・休日労働に関する協定書 (36 協定)**」を作成し、労使間と協定を交わした上で労働基準監督署へ届出なければなりません。

36 協定の締結がない状態で労働者に時間外労働及び休日勤務をさせた場合、労働基準法違反となり、**6 カ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金**が科される可能性があります。

しかし、今でも **36 協定の知名度は低く**、上記の内容を知らない経営者や労働者が多く見受けられていると聞いております。私も労務管理に携わる前は知りませんでした。今では多くの企業から 36 協定に関する書類作成・提出代行に携わっております。

私自身社労士として **36 協定の存在を広め**、より多くの企業が法令遵守及び労働トラブルを防止できるようにしたいと思いますので、**ご不明な点や手続き代行依頼がございましたら、お気軽に私までお問合せください。**



社会保険労務士 井上 利明

住所：岐阜市西改田宮西 26-1 エス B101 号室  
TEL：090-2944-6028 FAX 058-227-4742  
Mail：inoue@next21it-sr.com  
HP： <https://next21it-sr.com>



※お値打ち価格でプラスαのサービスを提供します。